○余市町都市公園条例施行規則

昭和４４年１０月１日
規則第７号

（目的）

第１条　この規則は、余市町都市公園条例（昭和４４年余市町条例第２０号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（許可申請書）

第２条　条例第３条第１項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の前日までに行為許可申請書（第１号様式）を町長に提出しなければならない。

２　公園施設設置の許可を受けようとする者は、工事着手の日の１５日前までに公園施設設置許可申請書（第２号様式）を町長に提出しなければならない。

３　公園施設の管理の許可を受けようとする者は、管理開始の日の１５日前までに公園施設管理許可申請書（第３号様式）を町長に提出しなければならない。

４　公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園の占用の許可を受けようとする者は、工事着手の日の１５日前までに公園占用許可申請書（第４号様式）を町長に提出しなければならない。

５　条例第３条第１項に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可を受けた者は、それらの許可を受けた事項を変更しようとするときはそれぞれ前各項の規定に準じて速やかに許可変更申請書（第５号様式）を町長に提出しなければならない。

６　条例第７条第２項に規定する有料公園及び有料公園施設の使用の許可を受けようとする者は、使用期日までに有料公園施設等使用許可申請書（第６号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、余市あゆ場公園（以下「あゆ場公園」という。）パークゴルフ場及び余市運動公園テニスコートについては、使用料の納付をもって有料公園施設等使用許可申請書の提出があったものとみなす。

７　条例第１１条に規定する公園施設の設置又は管理の休止の許可を受けようとする者は、休止の日の５日前までに公園施設設置（管理）休止許可申請書（第７号様式）を町長に提出しなければならない。

（許可書）

第３条　町長は、前条に規定する申請に対して許可したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める許可書を交付する。

（１）　前条第１項に規定する申請に対する許可　行為許可書（第１号の２様式）

（２）　前条第２項に規定する申請に対する許可　公園施設設置許可書（第２号の２様式）

（３）　前条第３項に規定する申請に対する許可　公園施設管理許可書（第３号の２様式）
（４）　前条第４項に規定する申請に対する許可　公園占用許可書（第４号の２様式）
（５）　前条第５項に規定する申請に対する許可　変更許可書（第５号の２様式）
（６）　前条第７項に規定する申請に対する許可　公園施設（管理）休止許可書（第７号の２様式）
２　前条第６項に規定する申請に対して許可するときは、有料公園施設等使用許可書（第６号の２様式）を交付する。ただし、余市運動公園テニスコートについては、テニスコート使用券（第６号の３様式）をもって許可書に代えて交付することができる。
（届書）
第４条　条例第１８条の規定により届け出ようとする者は、届書（第８号様式）を町長に提出しなければならない。
（使用期間）
第５条　条例第３条第１項に掲げる行為は、継続して３０日を超えることはできない。
（使用料等の減免）
第６条　条例第１５条の規定による使用料又は占用料の減免は次の各号に定めるところによる。
（１）　条例第３条各号の一に掲げる行為の許可使用料
ア　使用者が公の扶助を受けている場合は免除
イ　使用者が天災その他の災害により資力を失った場合は免除
（２）　条例第７条に規定する有料公園施設使用料
ア　町が経費を支出して、主催又は後援等する体育行事に使用する場合は免除
イ　国又は他の地方公共団体が経費を支出して主催又は後援等をする体育行事に使用する場合は免除
ウ　余市町内の学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める小学校、中学校が使用する場合は免除
エ　前号以外の学校教育法に定める学校が使用する場合は５割減額
（３）　条例第１２条第１項に規定する公園施設の設置及び管理の許可使用料
火災、震災、風水害その他これらに類する災害により施設又は管理が不能となった場合は免除
（４）　条例第１２条第２項に規定する占用料
郵便その他国の行う事業のための工作物その他の物件又は施設の場合は免

除

（５）　前各号の他町長が特別の理由があると認める場合

２　条例第１５条の規定により使用料（有料公園施設の使用料を除く。）又は占用料の全部又は一部の減免を受けようとする者は、公園使用料（占用料）減免許可申請書（第９号様式）を町長に提出しなければならない。

３　条例第１５条の規定により有料公園施設の使用料の全部又は一部の減免を受けようとする者は、有料公園施設等使用料減免申請書（第６号様式）を使用の許可の申請の際に併せて町長に提出しなければならない。

４　町長は、第２項及び前項に規定する申請に対して許可したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める許可書を交付する。

（１）　第２項に規定する申請に対する許可　公園使用料（占用料）減免許可書（第９号の２様式）

（２）　前項に規定する申請に対する許可　有料公園施設等使用許可書（第６号の２様式）

（使用料の返還）

第７条　条例第１４条ただし書の規定により使用料又は占用料の全部又は一部を返還する場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

（１）　町長が条例第１７条第２項の規定によって同条第１項に規定する処分をし、又は同条同項に規定する必要な措置を命じた場合

（２）　天災その他公園の使用をする者の責めによらない理由で使用又は占用できなくなった場合

（３）　公園の使用をする者が、使用又は占用の開始の日の前日までに許可の取消し、若しくは変更を申し出た場合

第８条　削除

（保管工作物等一覧簿の備え付け）

第９条　条例第１７条の３第２項に規定する規則で定める様式は、保管工作物等一覧簿（第１０号様式）とし、町長は、これを余市町役場に備え付けるものとする。

（競争入札における掲示事項等）

第１０条　条例第１７条の６第１項及び第２項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

（２）　当該競争入札の執行の日時及び場所

（３）　契約条項の概要

（４）　その他町長が必要と認める事項

（工作物等の返還に係る受領書）

第１１条　条例第１７条の７に規定する規則で定める様式は、受領書（第１１号様式）とする。

（あゆ場公園使用者の遵守事項）

第１２条　使用者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（１）　騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（２）　危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。

（３）　条例第２０条の規定に基づき指定管理者があゆ場公園の管理を行う場合は、指定管理者の指示に従うこと。

（管理の代行）

第１３条　条例第２０条の規定に基づき公園の管理を行う指定管理者が、条例第２３条第１項の規定により公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受する場合において、同条第３項の規定による利用料金の額、条例第２４条の規定による減免の基準及び条例第２５条の規定による還付の基準を定めるときは、利用料金の額等設定承認申請書（第１２号様式）を町長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　町長は、前項の利用料金の額等設定承認申請について、適当と認めたときは、利用料金の額等設定承認書（第１３号様式）を交付する。

３　公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、使用料の減免に関する事項に限り、第６条の規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

４　公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が公園の管理を行うこととされた期間前に納付された使用料は当該指定管理者に納付された利用料金とみなす。

５　公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が公園の管理を行うこととされた期間前にされた第６条第１項第２号の規定による減免の申請は、当該指定管理者にされた減免の申請とみなす。

６　公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が公園の管理を行うこととされた期間前に第６条第１項第２号の規定による減免の承認を受けている者は、当該指定管理者の減免の承認を受けた者とみなす。

（公園の名称及び位置）

第１４条　設置する公園の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

（委任）

第１５条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２年５月１日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年１１月１８日規則第８８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年１２月１７日規則第１６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年４月２５日規則第３２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年８月３０日規則第３４号）

この規則は、平成１９年９月１日から施行する。

附　則（平成２１年４月１日規則第２１号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年２月１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年９月１０日規則第２１号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和８年１０月３０日規則第１６－２号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第１４条関係）

名称		位置
1	大川２丁目公園	大川町２丁目１番地
2	大川１３丁目公園	大川町１３丁目２４番地２
3	中央公園	黒川町３丁目１番地５
4	黒川八幡公園	黒川町１８丁目２５番地２０
5	タイヤ公園	港町１９３番地２
6	海浜公園	浜中町２５番地１

7	共栄ふれあい公園	黒川町１７丁目４番地２
8	円山公園	富沢町２丁目３２番地１
9	睦公園	大川町４丁目１４３番地１
１０	余市運動公園	入舟町５１４番地
１１	美園とんぼ公園	美園町１９８番地４０
１２	いなほ公園	黒川町１５丁目１３番地２
１３	栄旭公園	栄町３９８番地５４
１４	大浜うみねこ公園	栄町２９番地５５
１５	あさがお公園	黒川町１２丁目１００番地２０
１６	美園すずむし公園	美園町２０番地２７
１７	つぼみ公園	黒川町１７丁目１５番地１０
１８	新幸チビデカ公園	大川町８丁目８３番地１３
１９	大浜かもめ公園	栄町２８番地２８
２０	ヌッチ公園	沢町５丁目４６番地２１
２１	黒川せせらぎ公園	黒川町１６丁目３７番地１２
２２	美園こだま公園	美園町７４番地１０
２３	新幸すくすく公園	大川町８丁目９０番地８

２４	大川うみどり公園	大川町１４丁目１番地5
２５	タケノコ公園	黒川町５９５番地8
２６	大川風の子公園	大川町２０丁目４番地２５
２７	東栄公園	栄町３９２番地３５
２８	中央団地さくら公園	黒川町１８丁目２２番地１１
２９	美園みのむし公園	美園町２０８番地１２
３０	穂波公園	黒川町１５丁目３番地1
３１	あすなろ公園	黒川町１７丁目１９番地6
３２	登日の出公園	登町１０番地１４
３３	モイレ台公園	浜中町１０１番地１９８
３４	山田ひばり公園	山田町４０３番地２１
３５	駅前公園	黒川町5丁目４３番地２４
３６	栄なかよし公園	栄町３９９番地８１
３７	幸成公園	大川町１０丁目３４番地３２
３８	梅川すずらん公園	梅川町７７５番地５６
３９	大川どんぐり公園	大川町１０丁目３４番地５０
４０	大川チビッコ公園	大川町１５丁目２１番地２１

４１	黒川みどり公園	黒川町１５丁目６番地7
４２	山田町アップル公園	山田町１６２番地１３
４３	栄にれの木公園	栄町４５４番地１７
４４	黒川ナナカマド公園	黒川町５７７番地１９
４５	大浜中公園	栄町４３１番地5
４６	マロニエ公園	黒川町１６丁目２９番地9
４７	すずかけ公園	黒川町１５丁目９番地２
４８	かしわ公園	大川町１９丁目３番地２０
４９	余市川桜づつみ公園	山田町３６７番地1
５０	黒川あすみ公園	黒川町６１７番地9
５１	ふじ公園	黒川町１７丁目１２番地２
５２	あゆ場公園	山田町７１３番地1
５３	黒川はまなす公園	黒川町１８丁目１５番地7

第１号様式（第２条第１項関係）

年　　月　　日

余市町長　様

住　所
申請者　氏　名
職　業

行　為　許　可　申　請　書

下記のとおり使用したいので申請します。

行　為　の　目　的

行為の場所(面積)
又は公園施設

行　為　の　内　容

行　為　の　期　間

入場料徴収の有無

そ　　の　　他

※　　使　用　料　　円

（備考）１　※は記入しないでください。
　　２　行為の場所の見取図は詳細に裏面に記入して下さい。

第１号の２様式（第３条第１項関係）

余市町指令第　　号

年　　月　　日

申請者

様

余市町長

行　為　許　可　書

年　　月　　日付申請のあった公園地内使用を下記のとおり許可します。

記

１　行為の目的

２　行為の場所（面積）又は公園施設

３　行為の内容

４　行為の期間　　年　　月　　日より　　年　　月　　日まで　　日間

５　入場料類の徴収の有無

６　そ　の　他

使 用 料　　円

許　可　条　件

１　余市町都市公園条例及び同施行規則を守ること。

第２号様式（第２条第２項関係）

年　　月　　日

余市町長　様

住　所

申請者　氏　名

職　業

公園施設設置許可申請書

下記のとおり公園施設を設置したいので申請します。

公園施設の設置目的 公園施設の設置場所 及　び　期　間	
公園施設の種類 及　び　数　量	
公園施設の構造	
公園施設の管理方法 公園施設の設置工事 の期間及び実施方法 公園施設の設置工事 費の調達計画	
公園の復旧方法	
入場料類徴収の有無	
そ　の　他	
※　使　用　料	

（備考）１　※印には記入しないで下さい。

２　見取図は詳細に裏面に記入して下さい。

第２号の２様式（第３条第１項関係）

余市町指令第　　号

年　　月　　日

申請者

様

余市町長

公 園 施 設 設 置 許 可 書

年　　月　　日付申請のあった公園施設の設置を下記のとおり許可します。

記

1　公園施設の設置目的

2　公園施設の設置及び期間

3　公園施設の種類及び数量

4　公園施設の構造

5　公園施設の管理方法

6　公園施設の設置工事の期間及び実施方法

7　公園施設の設置工事費の調達計画

8　公園の復旧方法

9　そ　の　他

使 用 料　　円

許　可　条　件

1　余市町都市公園条例及び同施行規則を守ること。

第３号様式（第２条第３項関係）

年　　月　　日

余市町長　様

住　所
申請者　氏　名
職　業

公園施設管理許可申請書

下記のとおり公園施設を管理したいので申請します。

公園施設の管理目的 公園施設の種類 及び名称	
公園施設の管理期間	年　月　日より 年　月　日まで　日間
公園施設の管理方法	
入場料類徴収の有無	
その他	
※　使用料	円

（備考）１　※印には記入しないで下さい。

２　行為の場所の見取図は詳細に裏面に記入して下さい。

第３号の２様式（第３条第１項関係）

余市町指令第　　号
年　　月　　日

申請者
様

余市町長

公 園 施 設 管 理 許 可 書

年　　月　　日付申請のあった公園施設管理を下記のとおり許可します。

記

1　公園施設の管理目的
2　公園施設の種類及び名称
3　公園施設の管理期間　　年　　月　　日より　　年　　月　　日まで　　日間
4　公園施設の管理方法
5　入場料類徴収の有無
6　そ　　の　　他

使用料　　円

許　　可　　条　　件

1　余市町都市公園条例及び同施行規則を守ること。

第４号様式（第２条第４項関係）

年　　月　　日

余市町長　様

住　所
申請者　氏　名
職　業

公 園 占 用 許 可 申 請 書

下記のとおり占用したいので申請します。

占　用　目　的	
占　用　場　所	
占用工作物又は施設の種類及び数量	
占用物件の管理方法	
入場料類徴収の有無	
そ　の　他	
※　占　用　料	円

（備考）１　※印は記入しないで下さい。

２　見取図は詳細に裏面に記入して下さい。

第４号の２様式（第３条第１項関係）

余市町指令第　　号

年　　月　　日

申請者

様

余市町長

公　園　占　用　許　可　書

年　　月　　日付申請のあった公園占用を下記のとおり許可します。

記

1　占　用　目　的

2　占　用　場　所

3　占用工作物又は施設の種類及び数量

4　占用物件の管理方法

5　占用物件設置工事の期間及び実施方法

6　入場料類徴収の有無

7　そ　の　他

占 用 料　　円

許　可　条　件

1　余市町都市公園条例及び同施行規則を守ること。

第５号様式（第２条第５項関係）

年　　月　　日

余市町長　様

住　所
申請者　氏　名
職　業

変　更　許　可　申　請　書

下記のとおり変更したいので申請します。

許可された事項	
許可番号及び年月日	
変更事項	
変更理由	
その他	

第５号の２様式（第３条第１項関係）

余市町指令第　　号

年　　月　　日

申請者

様

余市町長　　印

変　更　許　可　書

年　　月　　日付申請のあった許可変更を下記のとおり許可します。

記

１　許可された事項

２　許可番号及び年月日

３　変更事項

４　変更理由

５　そ の 他

許　　可　　条　　件

１　余市町都市公園条例及び同施行規則を守ること。

第６号様式（第２条第６項、第６条第３項関係）

年　　月　　日

余市町長　様

団 体 名
申請者　住　　所
代表者名
電　　話

有料公園施設等使用許可申請書

下記のとおり有料公園施設等を使用したいので申請します。

記

使用する公園施設	１　野球場　　２　自由広場　　３　テニスコート ４　陸上競技場		
使用月日及び時間	年　　月　　日 時～　　時		
使用中責任者住所氏名			
入場料徴収の有無	有 無	使用人員　　名	
備　品　の　使　用	有 無	備品名	
使　用　料　金	時間×　　円＝		
減　免　後　の　額	円		

※太枠は記入しないでください。

有料公園施設等使用料減免申請書

年　　月　　日

余市町長　様

申請者　団　体　名
代表者氏名

下記のとおり有料公園施設等の減免を受けたいので申請します。

１	使　用　場　所	
２	月　日　時　間	
３	減　免　理　由	
４	減　　免　　額	円
減免区分　　全額免除　　・　　減　　額		

第６号の２様式（第３条第２項、第６条第４項関係）

年　　月　　日

（申請者）　様

余市町長

有料公園施設等使用許可書

年　　月　　日付申請のあった有料公園施設等の使用を下記のとおり許可します。

記

使用する公園施設	１　野球場　　２　自由広場　　３　テニスコート ４　陸上競技場		
使用月日及び時間	年　　月　　日 時～　　時		
使用中責任者住所氏名			
入場料徴収の有無	有 無	使用人員　　名	
備品の使用	有 無	備品名	
使用料金	時間×　　円＝		
減免後の額	円		

○許可条件及び使用にあたっての注意事項
１　余市町都市公園条例及び同施行規則を守ること。

第６号の３様式（第３条第２項関係）

No.＿＿＿　　年　月　日 テニスコート使用券 （町内・町外） １面　　時～　　時 ＿＿＿＿＿＿＿＿円 この券は当日限り有効	No.＿＿＿　　年　月　日 テニスコート使用券 （町内・町外） １面　　時～　　時 ＿＿＿＿＿＿＿＿円 この券は当日限り有効

（黄色）

第７号様式（第２条第７項関係）

年　　月　　日

余市町長　様

住　所
申請者　氏　名
職　業

公園施設設置（管理）休止許可申請書

下記のとおり公園施設の設置（管理）を休止したいので申請します。

公園施設の名称	
許可番号及び 年　　月　　日	
休止の期間	年　　月　　日より 年　　月　　日まで
休止の理由	

第７号の２様式（第３条第１項関係）

余市町指令第　　号

年　　月　　日

申請者
様

余市町長

公園施設（管理）休止許可書

年　　月　　日付申請のあった公園施設の設置（管理）の休止を下記のとおり許可します。

記

１　公園施設の名称

２　許可番号及び名称

３　休止の期間　　年　　月　　日より
　　年　　月　　日まで

４　休止の理由

許　　可　　条　　件

１　余市町都市公園条例及び同施行規則を守ること。

第８号様式（第４条関係）

年　　月　　日

余市町長　様

住　所

申請者　氏　名

職　業

届　　書

下記のとおりお届けします。

公園名及び事由
許可年月日及び 受 命 年 月 日
届　出　事　項
そ の 他 理 由

第９号様式（第６条第２項関係）

年　　月　　日

余市町長　　様

住　所
申請者　氏　名
職　業

公園使用料（占用料）減免許可申請書

下記のとおり都市公園の使用料（占用料）を減免（免除）願いたいので申請します。

使用（占用）の公園
又は公園施設名

許可（承認）番号

減額（免除）の額

減額（免除）の理由

第９号の２様式（第６条第４項関係）

年　　月　　日

申請者

様

余市町長　　印

公園使用料（占用料）減免許可書

　　年　　月　　日付申請のあった都市公園の使用料（占用料）の減額（免除）について下記のとおり許可します。

記

１　減額（免除）する額

２　その他

許　　可　　条　　件

１　余市町都市公園条例及び同施行規則を守ること。

第10号様式（第９条関係）

保　管　工　作　物　等　一　覧　簿

整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が放置されていた場所	除去した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

第11号様式（第11条関係）

受　　領　　書

年　　月　　日

余市町長　　様

返還を受けた者
住　所
氏　名

下記のとおり工作物等の返還を受けました。

記

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形状	
	数量	
（返還を受けた金額）		

第12号様式（第13条第１項関係）

利用料金の額等設定承認申請書

年　　月　　日

余市町長　　様

指定管理者　住　所
名　称
代表者氏名

　　の利用料金（額・減免基準・還付基準）について、下記のとおり定めたいので申請いたします。

記

　申請の内容

第13号様式（第13条第２項関係）

利用料金の額等設定承認書

年　　月　　日

様

余市町長

年　　月　　日付け申請のありました　　の利用料金（額・減免基準・還付基準）については、申請のとおり承認します。

第１号様式（第２条第１項関係）
第１号の２様式（第３条第１項関係）
第２号様式（第２条第２項関係）
第２号の２様式（第３条第１項関係）
第３号様式（第２条第３項関係）
第３号の２様式（第３条第１項関係）
第４号様式（第２条第４項関係）
第４号の２様式（第３条第１項関係）
第５号様式（第２条第５項関係）
第５号の２様式（第３条第１項関係）
第６号様式（第２条第６項、第６条第３項関係）
第６号の２様式（第３条第２項、第６条第４項関係）
第６号の３様式（第３条第２項関係）
第７号様式（第２条第７項関係）
第７号の２様式（第３条第１項関係）
第８号様式（第４条関係）
第９号様式（第６条第２項関係）
第９号の２様式（第６条第４項関係）
第１０号様式（第９条関係）
第１１号様式（第１１条関係）
第１２号様式（第１３条第１項関係）
第１３号様式（第１３条第２項関係）